

2019年度(令和元年度)被扶養者調査へご協力いただき、ありがとうございます。

被扶養者資格の確認を行うことは、資格の適正化を図るとともに、医療費と高齢者医療制度への拠出金の適正化につながります。

尚、引き続き追加資料の依頼等行うこともございますので、ご協力よろしく申し上げます。

健康保険証は正しく使しましょう!

万が一、無効になった健康保険証を使用して、医療機関を受診された場合、後日、健康保険組合が負担した医療費をお返しいただくこととなります!!

【誤った健康保険証の使用例】

- ・退職した後、次の保険証ができるまで使用できると思っていた。
- ・家族が学校を卒業後就職した際、勤務先から保険証の返還指示がなかったため、新しい保険証をもらうまで使えらると思っていた。

健康保険証を自分で処分...それダメです!

- 会社を辞めたり、家族が就職した時、健康保険証は使えなくなります。
 - 使えなくなった健康保険証は必ず会社へ返却してください。(なくした健康保険証があとで見つかった場合も、必ず返却をお願いします。)
- ※健康保険証は身分証にもなり、大切な個人情報に記載されており、健康保険組合が責任をもって発行・回収を行っています。

注意!!

誤った健康保険証の使用は、健康保険組合が本来負担する必要のない医療費を発生させ、**皆様が負担する健康保険料に大きな影響を及ぼすこととなります!!**

○40歳以上の奥様、会社を退職された40歳以上の任意継続被保険者のみなさん**健康診断**を受けましたか?

健康診断を受ける機会のない奥様や、会社を退職した40歳以上の方を対象に5月中旬、自宅に家族健診パンフレットを健診業務委託機関(京都工場保健会)より配布しました。

家族健診の申込みをまだされていない方には、京都工場保健会から再度ご案内のハガキをお送りします。

特定健診(メタボリック健診)を受診する方は、来年3月まで受診できますので、かかりつけ医や受診希望の健診機関にご相談のうえ、特定健診受診券申請書(家族健診パンフレットに同封)を健保組合に送ってください。ぜひ、この機会に健康診断を受けてください。



パートなどの勤務先で健診を受けている皆さまも**健診結果のご提出**をお願いします!

パート先などで健康診断を受診している方は、健診の結果表のコピーに特定健診対応問診票(ホームページより印刷可能)を添えて健保組合までお送りください。

○旅行補助をご利用ください!(1人/年1回まで)

JTB、日本旅行、近畿日本ツーリスト <<旅行前に申請>>

被保険者2,000円・被扶養者1,500円

厚生年金福祉施設、国民宿舎、休暇村、
ハイツ・いこいの村

<<旅行後に申請>>

被保険者1,500円・被扶養者1,000円

詳しくはホームページをご覧になるか、または健康保険組合までお問い合わせください。

